

文書番号	JWWA－106－1	版番号	第2版
文書名称	JIS 製品認証規則－ 附属書1－リモート調査の実施規定	制 定	令和2年 9 月 14 日
		改 正	令和7年 1 月 30 日

JIS 製品認証規則

附属書1－リモート調査の実施規定

改訂履歷：省略

2020.9.14 制定	製品認証業務	JWWA-106-1
	JIS 製品認証規則 — リモート調査の実施規定	

1. 適用範囲

この規則は、「JIS 製品認証規則（JWWA-106）」に基づき、JIS 製品認証事業を運営するに当たって、対面による現地調査の代替手段として Web 会議システム等を活用して調査を行う方法（以下、リモート調査という。）を実施する場合に適用する。

2. リモート調査の実施要件

申請者又は認証取得者（以下、認証取得者等という。）は、現地調査と同等性が確保できることを条件に、全審査項目について、リモート調査により、認証審査を実施することができる。

1) 初回工場審査

本協会は、申請者から「JIS 製品認証規則（JWWA-106）」の 5.3（申請者）に該当する申請を受けたとき、リモート調査にて初回工場審査及び初回製品試験（「JIS 製品認証規則（JWWA-106）」の 11.（認証の追加又は変更）1) ①②の場合も含む。）を実施することができる。

2) 認証維持審査

本協会は、認証取得者から「JIS 製品認証規則（JWWA-106）」の 11.（認証の追加又は変更）1) ③、12.1（定期的な認証維持審査）並びに 12.2（臨時の認証維持審査）1) ①②に該当する申請を受けたとき、又は 12.2（臨時の認証維持審査）1) ③④⑤に該当するときは、認証取得者が、リモート調査の実施を希望し、認証管理責任者が承認した場合、リモート調査にて認証維持審査を実施することができる。

3) 製品試験

製品試験は、リモート調査にて、サンプリング及び試験立会を実施することができる。

3. 判定委員会による決定

1) 初回工場審査及び臨時の認証維持審査の場合

判定委員会は、「JIS 製品認証規則（JWWA-106）」の 6.（初回工場審査及び初回製品試験）、11.（認証の追加又は変更）1)、12.2（臨時の認証維持審査）において、当該認証申請のあった製品等について認証のために必要とされる要求事項に適合していると判断した場合は、適合判定を行う。

2) 定期的な認証維持審査の場合

判定委員会は、「JIS 製品認証規則（JWWA-106）」の 12.1（定期的な認証維持審査）において、当該認証申請のあった製品等について認証のために必要とされる要求事項に適合していると判断した場合は、適合判定を行う。

3) リモート調査を行った結果、「認証審査手順書 附属書 6—リモート調査を実施する場合の対応（JWWA-401-6）」の 2.2)(6)（対面による現地調査及び／又は製品試験の実施）を適用する場合において、指定感染症や自然災害等により対面による現地調査の実施が困難な状況が発生し、速やかな現地訪問が困難な場合は、リモート調査の実施条件を改めて満たし、それに適合するまで判定は保

留とする。

4. 手数料及び費用

認証取得者等は、認証の業務に係る手数料及び費用を、「JIS 製品の認証に係る費用規則 (JWWA-107)」に基づき、本協会に納入しなければならない。

5. 雑則

この規則に定めるもののほか、認証審査の実施に必要な事項は、「認証審査手順書 附属書 6 (JWWA-401-6) (リモート調査を実施する場合の対応)」による。